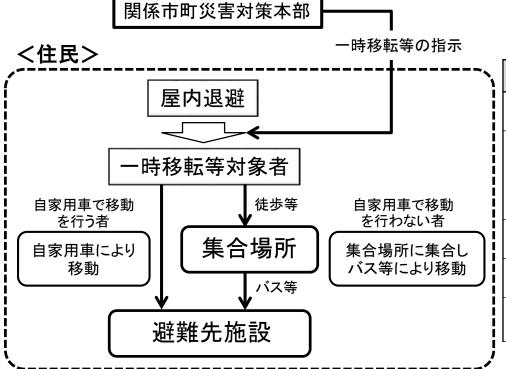
福井県におけるUPZ圏内の一般住民の防護措置



- 原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が毎時500μSv超過の区域に対して数時間から1日以内に避難を、20μSv超過の区域に対して概ね1週間程度内に一時移転を指示。
- ▶ 原子力災害対策本部の指示に基づき、当該区域の市町災害対策本部より、防災行政無線、緊急速報(エリアメール等)、TV、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- ▶ 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- ➤ 福井県では、OIL1の場合、自家用車による避難が可能な住民は自家用車により避難。それ以外の住民は、県が確保するバス等により避難。OIL2の場合、集団で避難することを基本に、自家用車および県が確保するバス等により避難。



<UPZ圏内市町の避難先>

市町名	県内避難先	県外避難先	
おおい町 7,737人 [※]	敦賀市		伊丹市、川西市
小浜市 30,095人	鯖江市、越前市	兵庫県	豊岡市、養父市、 朝来市、香美町、 新温泉町、姫路市、 市川町、福崎町、 神河町
高浜町 10,731人	敦賀市	XIII X	宝塚市、三田市 猪名川町、
若狭町 15,718人	越前町		丹波市、篠山市 三木市、加東市、
美浜町 10,197人	大野市		小野市、西脇市 加西市、多可町

※平成28年1月1日時点

UPZ圏内から避難先施設までの主な経路(おおい町)



自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の経路及び避難先を設定。



県外避難先

【本郷、佐分利地区】

川西市 (牧の台小学校、他14か所)

【本郷、名田庄地区】

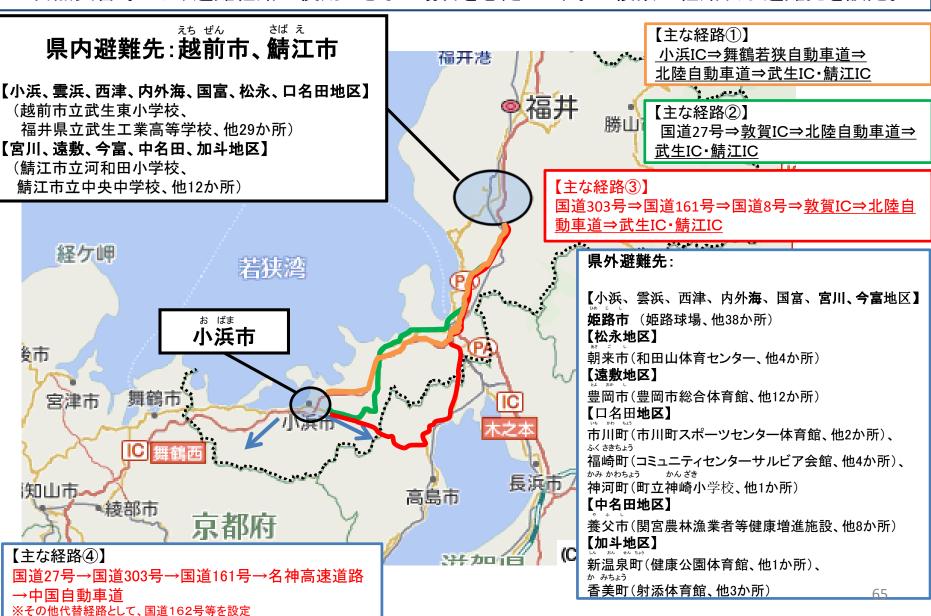
伊丹市 (笹原小学校、他23か所)

府道·県道1号(小浜綾部線)⇒大飯高浜IC⇒舞鶴若狭自動車道 【主な経路⑤】

国道162号⇒府道12号⇒国道27号⇒国道173号⇒国道171号 ※その他代替経路として、国道303号、府道・県道1号(小浜綾部線)等を設定

UPZ圏内から避難先施設までの主な経路(小浜市)





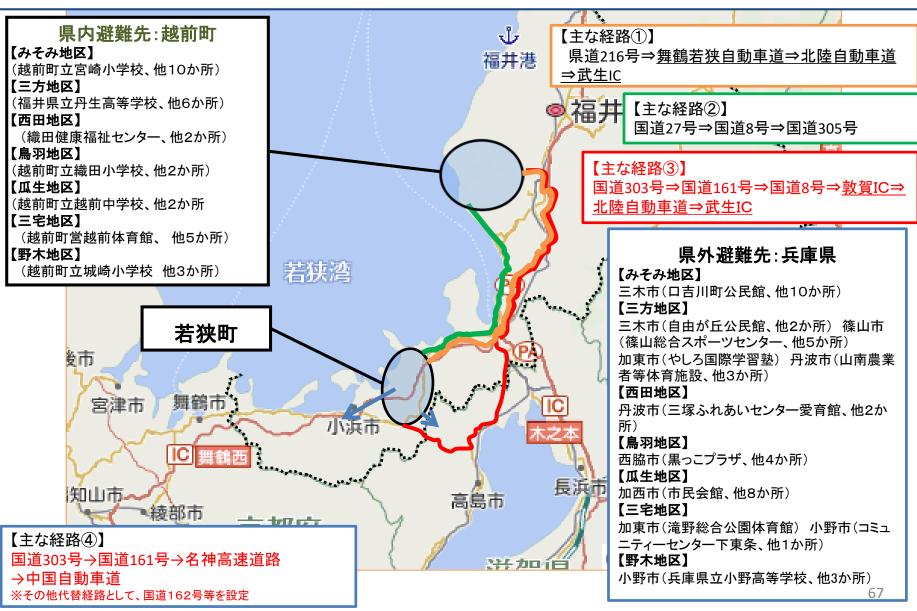
UPZ圏内から避難先施設までの主な経路(高浜町)





UPZ圏内から避難先施設までの主な経路 (若狭町)





UPZ圏内から避難先施設までの主な経路(美浜町)





京都府におけるUPZ圏内の医療機関・社会福祉施設の避難先



< 30km圏外 >

- ▶ 京都府では、大飯原発から半径5~30km圏にある医療機関、社会福祉施設(xx施設xxxx人)につい ては、国の原子力災害対策本部から一時移転等の指示が出た場合における受入候補施設を、京都 府災害時要配慮者避難支援センターの調整により確保。
- ▶ 半径5~30km圏にある全ての医療機関、社会福祉施設において個別の避難計画を策定済。

< 5~30km圏内 > 受入可能 受入候補 施設区分 施設数 入所者数 施設数 人数 医療機関(病院・有床診療所) 介護保険施設等 社 受入先調整 障害福祉サービス 会 (京都府災害時要配慮者 事業所等 福 避難支援センター) 祉 児童養護施設等 施 設 小 計 合計

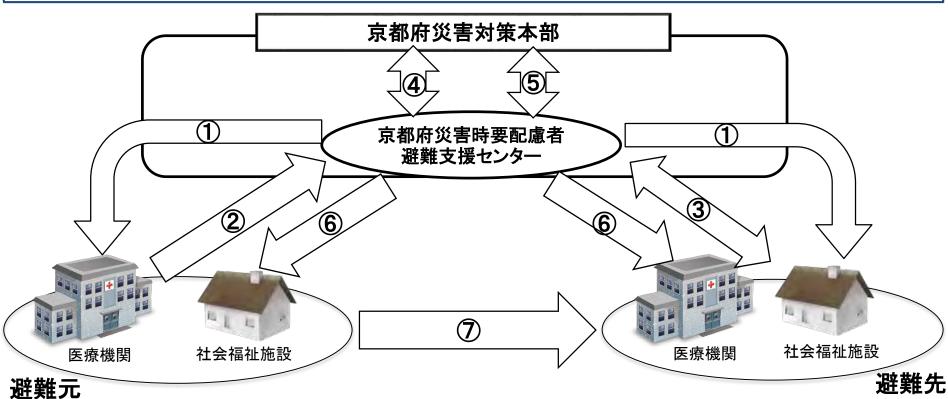
- ※ 社会福祉施設については同種の施設への避難が基本であるが、 医療ケアが必要な約xxx人については医療機関へ搬送
- ※2 平成xx年x月xx日現在
- ※3 京都市他府内市町に避難先を確保

京都府における医療機関・社会福祉施設の受入先確保のための調整スキーム



Cabinet Office, Government of Japan

▶ 京都府では、一時移転等の防護措置が必要になった場合、京都府災害対策本部内に設置される京都府災害時要配慮者避難支援センターが受入に関する調整を実施。



マッチングフロー

※事態の規模、時間的な推移に応じて、早期の段階で避難等の予防的防護措置をとる場合に備えて、 UPZ圏内の医療機関・社会福祉施設を対象に避難時の対応についての具体化・充実化を行っていく。

※2 京都市他府内市町に避難先を確保

- ①: 災害時要配慮者避難支援センターから受入れ先・避難元双方の医療機関・社会福祉施設へ、災害に関する情報を提供
- ②:避難元医療機関・社会福祉施設からセンターへ、避難者数及び必要な 移送手段を報告
- ③: センターによる受入先の状況確認及びマッチングの実施
- 4: センターと京都府災害対策本部において調整の上、必要な輸送手段を

確保

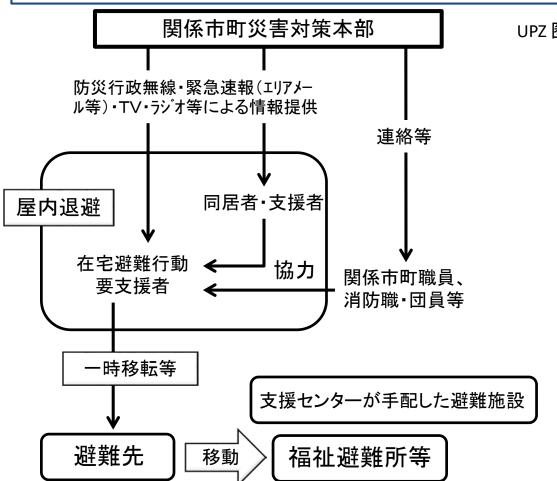
- ⑤: センターと京都府災害対策本部による移送等の避難実施についての 協議・調整
- ⑥: センターから受入先・避難元双方の医療機関・社会福祉施設へ、避難方針を連絡
- ⑦: 避難の実施

70

京都府のUPZ圏内における在宅の避難行動要支援者の防護措置



- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、緊急速報(エリアメール等)、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- ▶ 連絡が通じない場合は、関係市町職員、自治会、消防職・団員等が、屋内退避・一時移転等の協力を実施予定。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった場合、 関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は「京都 府災害時要配慮者避難支援センター」に依頼し避難先を確保。



UPZ 圏内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

± m-	5 - 201/ PM H		
市町	5~30Km圏内		
京都市	xx(xx)		
舞鶴市	6,168 (2,308)		
綾部市	223(223)		
南丹市	483(397)		
京丹波町	883(393)		
合計	xx(xx)		

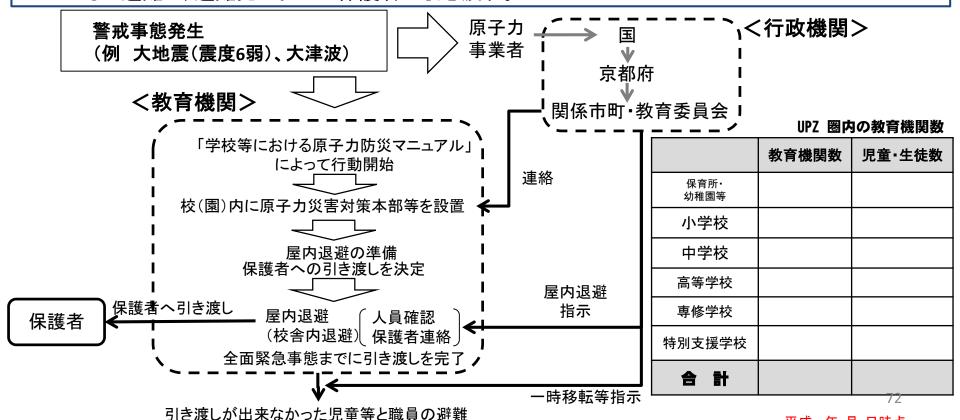
- ※1 ()内は支援者有り
- ※2 平成xx年x月現在 各市町において精査中
- ※3 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、関係市町職員、自治会、消防職・団員等の協力により 屋内退避・一時移転等ができる体制を整備中。。
- ※4 京都市他府内市町に避難先を確保

京都府におけるUPZ圏内の学校・保育所等の防護措置



平成xx年x月x日時点

- ▶ 京都府では、警戒事態発生時に、UPZ圏内に位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に校長等を本部長とする「原子力災害対策本部」を設置する。
- ▶ 情報収集、教育委員会(市町災害対策本部)との連絡、避難、屋内退避時における教職員の役割分担など、あらかじめ定めた計画を基本として、柔軟な対応を行う。
- 児童等は自宅の所在する地域の住民として避難することを原則とし、警戒事態において幼児、児童及び生徒の帰宅または保護者への引き渡しを決定して、保護者への連絡を開始し、全面緊急事態までに完了する。
- ▶ なお、引き渡しができない児童等は、屋内退避を実施し、一時移転等の指示が出された場合は職員とともに避難し、避難先において保護者に引き渡す。



京都府におけるUPZ圏内の一般住民の防護措置



- 原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が毎時500μSv超過の区域に対して数時間から1日以内に避難を、20μSv超過の区域に対して概ね1週間程度内に一時移転を指示。
- 原子力災害対策本部の指示に基づき、当該区域の市町災害対策本部より、防災行政無線、緊急速報(エリアメール等)、TV、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- ▶ 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- ▶ 京都府では、渋滞抑制の観点から、原則バスによる移動を実施。

<UPZ圏内市町の避難先>

関係市町災害対策本部					
<住民>	一時移転等の指示 				
屋内退避					
一時移転等対象者					
徒歩等 ————	自家用車で移動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
集合場所	集合場所に集合し バス等により移動				
↓ バス等 ▼					
避難先施設	_)				

市町名	府内设	避難先	府外避難先	
	南方向	西方向		
京都市 298人	京都市(内)			
舞鶴市	京都市、宇治市、城陽市、向日市	※府外避難先と同一	兵庫県	神戸市、尼崎市、 西宮市、淡路市
81,177人			徳島県	鳴門市、松茂町、 北島町
綾部市 1,684人	福知山市、亀岡市	福知山市		相生市、赤穂市、 宍粟市、たつの市、 太子町、佐用町
南丹市 3,499人	南丹市内	南丹市内	兵庫県	洲本市、南あわじ市
京丹波町 286人	京丹波町内	京丹波町内		芦屋市

※平成28年1月1日時点

UPZ圏から避難先施設までの主な経路(舞鶴市)





UPZ圏から避難先施設までの主な経路 (綾部市)



